

電子契約システムに関する質問と回答

ご質問	回答
①事前の説明会、デモの開催を希望します。	本省・整備局ともに開催の予定はありません。申し訳ございません。
②官側の電子契約の相手方は、代表事務所なのか業務発注(構成)事務所のどちらになるのでしょうか？	分任支出負担行為担当官の発注である場合、電子契約の相手方は業務発注(構成)事務所となります。ただし、手続を行う契約担当者は、代表事務所にいる者となります。
③全件運用は令和2年4月1日公告以降の業務でしょうか？それ以前公告の令和2年度業務は対象外なのでしょうか？	令和2年4月1日公告以降の業務を予定しております。
④押印した正式書類という言葉がありますが、この書類等も電子データ扱いでよろしいでしょうか？	電子契約システムにより取り交わした書類を正式書類として取り扱います。
⑤官側事務所(本局)は、専用アドレスを設けるのでしょうか？	共通のアドレス(https://www.gecs.mlit.go.jp/ (電子契約システムのページ))から手続を行うこととなります。
⑥各々利用者の書類保存方法は、電子データか紙ベースか、それは任せられるのでしょうか？	利用者の書類保存方法を定めるものはありません。
⑦ICカードでの支店契約業者はどのような対応をしたらよろしいでしょうか？また、各認証会社との連絡や調整は行われていますか？ ※電子契約システム操作マニュアル(3利用者登録と委任編 3-7より) →「利用者情報は、ICカードから取得した情報を表示します」とありますが、ICカードの情報は本社住所が表示されます。認証局によってはICカード取得時の手続き上、本社住所を記載となっている場合があります。 (マニュアルには変更が必要な場合はご利用の認証局へご相談くださいと記載あり。)	整備局では、各認証局との調整・連絡は行っておりません。 支店等との契約については、委任の機能を使用して行うこととなります が、具体的な入力方法については電子契約システムのヘルプデスクにお問い合わせいただきたくお願いいたします。

参考:電子契約システム(GECS)FAQ(外部ページ)

<https://www.gecs.mlit.go.jp/faq.html>